1 どこに相談すればよいのでしょう?

障害者や戦傷病者の福祉やサービスに関することは、まずはお住まいの市区町村役場にご相談ください。市区町村役場では、障害者手帳・戦傷病者手帳の交付や、医療費の助成などの福祉サービスの総合的な相談が受けられます。

また、障害者福祉及び戦傷病者福祉に関する専門的な相談は、県の機関でも受け付けています。その他さまざまな障害や相談の内容に応じた相談窓口もあります。

く障害者手帳とは>

障害の区分に応じて、次のとおり手帳が交付されます。

身体障害のある方・・・身体障害者手帳

知的障害のある方・・・療育手帳(名古屋市内の方については、愛護手帳)

精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳

1 手帳・福祉サービスに関する行政機関の窓口

※ 表中、「者」とあるのは18歳以上の方を、「児」とあるのは18歳未満の方を示します。

○身体障害のある方					
	·象	行政機関名	掲載ページ	事務内容	
者 ○	〇	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当 課)	77	身体障害者手帳の申請・交付に関すること。 補装具の交付、修理に関すること。 自立支援医療(育成医療・更生医療)の給付等に関すること。 と。 その他障害者福祉サービスに関すること。	
0	0	県福祉相談センター (児童・障害者相談センター) 県児童相談センター(※対象は 児に限る)	81	1 障害者福祉に関すること。 2 福祉施設への入所手続に関すること。 [中央・西三河・東三河 児童・障害者相談センターで実施] 3 身体障害者手帳の発行に関すること。(名古屋市及び中核市を除く。) 4 医学的、心理学的及び職能的判定と必要な指導に関すること。 18歳以上の方の自立支援医療(更生医療)の要否判定及び補装具支給判定に関すること(名古屋市を除く)。	
	0	県総合教育センター	84	教育相談に関すること。	
O知	的障	害のある方			
対 者	·象 	行政機関名	掲載ページ	事務内容	
0	0	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当 課)	77	1 療育手帳の申請・交付に関すること。 2 その他障害者福祉サービスに関すること。	
0	0	県福祉相談センター (児童・障害者相談センター) 県児童相談センター(※対象は 児に限る)	81	1 障害者福祉に関すること。 2 療育手帳の発行に関すること。(名古屋市を除く。) 3 医学的、心理学的及び職能的判定と必要な指導に関すること。 4 巡回相談に関すること。 5 福祉施設への入所手続に関すること。	
	0	県総合教育センター	84	教育相談に関すること。	
	〇精神障害のある方				
対 者	·象 児	行政機関名	掲載ページ	事務内容	
0	0	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当 課)	77	1 精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関すること。 2 自立支援医療(精神通院医療)の給付等に関すること。 3 その他障害者福祉サービスに関すること。	

〇精神障害のある方(つづき)				
対	象	タニアト40k 月月 カ	掲載	市が中央
者	児	· 行政機関名	ページ	事務内容
0	0	県精神保健福祉センター	84	1 県民の精神保健福祉活動の推進に関すること。 2 精神障害者保健福祉手帳の発行に関すること。(名古屋市を除く。) 3 精神保健及び精神障害者の福祉に関する教育研修、調査研究、相談指導などに関すること。
	0	県総合教育センター	84	教育相談に関すること。
〇難	病患	者(366 疾患が対象:p18~19 参照)		
対	象	行政機関名	掲載	事務内容
者	児	1] 以傚)	ページ	事物的
0	0	市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当 課)	77	障害者福祉サービスに関すること。
0		保健所	81	難病等の相談に関すること。
O戦	傷病	· 者		
行政機関名			掲載ページ	事務内容
市区町村役場 (福祉事務所又は障害福祉担当課)			77	1 戦傷病者手帳の交付に関すること。2 補装具等の交付、修理に関すること。3 その他戦傷病者福祉サービスに関すること。
県福祉相談センター (児童・障害者相談センター)			81	補装具の処方及び適合判定に関すること。
O#	通			
	行政機関名			事務内容
市町	市町村保健センター			健康教育、健康相談、乳幼児健康診査、予防接種などに関する こと。
県民	県民相談・情報センター、県民相談室			県政や暮らしに関する相談や情報提供に関すること。
消費生活総合センター		82	消費生活に関する相談や情報提供などに関すること。	
旅券センター、旅券コーナー		83	旅券(パスポート)の発給に関すること。	
県税事務所 			84	県税(個人事業税の免除及び自動車税種別割、(軽)自動車税 環境性能割の減免)に関すること。
税務署			84	国税(所得税、相続税等)の減免に関すること。
年金事務所		85	障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金に関すること。	
家庭裁判所		85	成年後見開始等の申立手続に関すること。	
公共職業安定所(ハローワーク)		87	職業に関する相談、紹介に関すること。	

2 その他の相談窓口

事業	内容	対象者	
相談員による相談	身体障害者相談員、知的障害者相談員が各種の相談に応じます。	○身体障害者 - ○知的障害者	
作品较	<問い合わせ先>市区町村役場		
	障害者及びその家族の方が、日常生活で抱える各種相談に応じます。 ○月〜金(祝日・年末年始を除く。) 9:00-16:00		
障害者 110 番	<問い合わせ先> 愛知県身体障害者福祉団体連合会 名古屋市東区白壁 1-50 愛知県白壁庁舎内 TEL(052)228-6670 FAX(052)228-8506 メール info@aishinren.or.jp	○障害者及びそ の家族	

事業	内容	対象者		
障害者虐待に 関する相談	各市町村の障害者虐待対応の窓口等となる「障害者虐待防止センター」では、障害者虐待に関する通報、届出の受付及び相談に応じます。また、県の「障害者権利擁護センター」では、障害者虐待に関する相談機関の紹介などを行います。(障害者虐待のうち、障害者を雇用する事業主等使用者による虐待については県でも通報、届出を受け付けます。)	○障害者及びそ の家族等		
	<問い合わせ先>市区町村役場(障害福祉担当課)、県障害福祉課			
障害者差別に 関する相談	障害者差別は、幅広い分野で発生する可能性があるため、県では、すべての相談窓口において相談に応じています。 また、各市町村においても相談に応じています。 (市町村の相談窓口は各市町村役場へお尋ねください。) なお、県内7ヵ所の福祉相談センター、県精神保健福祉センター、県障害福祉課を広域窓口とし、市町村への支援をしています。	○障害者及びそ の家族等		
人権相談	<問い合わせ先>市町村役場(障害福祉担当課)、県障害福祉課 人権に関わる問題について、人権擁護委員、法務局職員が電話、面接、インターネット、LINEでの相談に応じます。 ○月~金(祝日を除く。)8:30-17:15(インターネットは24時間受付)みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)TEL(0570)003-110インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/LINEによる人権相談 アカウント名:「法務局LINE じんけん相談」検索ID:「@linejinkensoudan」 <問い合わせ先>名古屋法務局人権擁護部 TEL(052)952-8111(代表)	○障害者及びそ の家族		
職業相談	詳細は、p30 をご確認ください。	○障害者		
障害者就業・ 生活支援相談	就職を希望している、又は在職中の障害のある方が抱える課題に応じ、雇用及び福祉の関係機関との連携の下に就業面とこれに伴う生活面の一体的な相談・支援を行います。 <問い合わせ先>障害者就業・生活支援センター ※実施施設については、p87をご確認ください。	○障害者		
手話相談	手話相談員が各種相談に応じます。 月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00-16:00 (予約推奨) 県庁(福祉局福祉部障害福祉課)、愛知県県民相談・情報センター 月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00-16:00 (予約制) 西三河・東三河県民相談室 ※県庁(障害福祉課)では、ファックスやメールによる相談にも応じています。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/shuwa.html	○聴覚障害者		
	<問い合わせ先> 県障害福祉課 FAX(052)954-6920 メール shogai@pref.aichi.lg.jp ※タイトル(件名)に「手話相談」と明記してください。			
聴覚障害者・	聴覚障害者・盲ろう者及びその家族の生活相談・就労関係相談・福祉関係相談等、 各種相談に応じます。 ○面接相談(予約推奨) 月~土(祝日・年末年始を除く。)9:00-17:00	○聴覚障害者・ 盲ろう者及びそ		
盲ろう者相談	<問い合わせ先> あいち聴覚障害者センター TEL(052)228-6660 FAX(052)221-8663 メール aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp	の家族		
親子療育の家	発達に心配のある児童とその保護者が療育に必要な知識技能の指導などを受けることができます。 <問い合わせ先>県医療療育総合センター TEL (0568) 88-0811	○発達に心配の ある児童及びそ の家族		

事業	内容	対象者
F A X 110 番 110 番アプリ システム	聴覚や言語等に障害のある方が犯罪被害にあったり、犯罪等を目撃した場合などは、次の方法で通報すると、110番通報をした場合と同じように対応します。 ○FAX110番 FAX(0120)110-369 (フリーダイヤル) ○110番アプリシステム (スマートフォンの方) 専用アプリをダウンロード AppStore/GooglePlayで「110番アプリ」と検索 (フィーチャーフォンの方) https://mobile110.npa.go.jp ※詳細は、愛知県警察ホームページをご確認ください。 https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html	○聴覚障害者 ○音声言語障害 者
障害児等療育 支援事業	 (目い合わせ先>県警察本部 在宅の身体障害児及び知的障害児等(18歳以上の知的障害者及び重症心身障害者を含む。)の地域における生活を支えるため、訪問や外来による療育指導など総合的な支援を行っています。 ○お住まいの市町村により実施施設が異なります。 (目い合わせ先>県医療療育総合センター始め各事業実施施設※実施施設については、p88をご確認ください。 (目い合わせ先>県医療療育総合センター TEL (0568) 88-0811 	○身体障害児○知的障害児(者)○重症心身障害児児(者)等
発達障害者支 援センター	自閉症等発達障害のある方及びその家族の方からの相談に対し、専門窓口や各地域での巡回相談で応じるとともに、情報提供、関係機関の職員研修や連絡調整など総合的な支援を行います。 ○電話相談 月〜金 (祝日・年末年始を除く。) 10:00-16:00 (12:00-13:00 を除く。) TEL (0568) 88-0849 ○FAX相談 (0568) 88-0964 ○メール asca@pref.aichi.lg.jp ○来所相談 月・木 (祝日・年末年始を除く。予約制) <問い合わせ先>あいち発達障害者支援センター (県医療療育総合センター内) TEL (0568) 88-0811 (内線 8108・8109)	○発達障害者及びその家族、支援者
医療的ケア児支援センター	※名古屋市内にお住まいの方は、名古屋市発達障害者支援センター(りんくす名古屋)TEL(052)757-6140 へお尋ねください。 医療的ケア児及びその家族の方からの相談に応じ、又は情報提供や助言等を行うとともに、関係機関の職員研修や連絡調整など総合的な支援を行います。 <問い合わせ先>県医療療育総合センター始め各事業実施施設 ※実施施設については、p81 をご確認ください。	○医療的ケア児及びその家族,支援者
高次脳機能障害に関する相談(高次脳機能障害支援普及事業)	高次脳機能障害のある方及びその家族の方からの相談に応じます。 ○電話相談 月~金 9:00-17:00 (祝日・年末年始を除く。) <問い合わせ先> なごや高次脳機能障害支援センター (名古屋市総合リハビリテーションセンター内) TEL(052)835-3814 FAX(052)838-9105 高次脳機能障害愛知県東部支援センター笑い太鼓 TEL(0532)34-6098 FAX(0532)34-6099	○高次脳機能障 害者及びその家 族、支援者等
精神保健相談 弁護士制度	精神科病院に入院中の方から、退院又は病院内での処遇改善などについての相談を受け付けています。 ○毎週月・水・金(祝日・年末年始を除く。) 9:30-12:00 <問い合わせ先>愛知県弁護士会 TEL(052)203-1651	○精神障害者
精神科救急情報センター	緊急に受診等が必要なときに、電話で医療機関などの案内をします。 ○24 時間受付 ○かかりつけの医療機関がある場合は、まず主治医と連絡をおとりください。 <問い合わせ先>精神科救急情報センター TEL(052)681-9900	○精神障害者

事 業	内	容	対象者
あいちこころ ほっとライン 365 (こころの健 康に関する相 談)	人間関係の悩み、うつ、不安等の心の悩み あいちこころほっとライン365 毎日 9:00-20:30 TEL(052)951-2881 <問い合わせ先> 県精神保健福祉センタ	○心の問題で悩みをお持ちの方	
メール相談	□ひきこもり相談 ・ひきこもりに悩んでいるご本人、あるます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/s <問い合わせ先> 県精神保健福祉センタ	○ひきこもりに 悩んでいるご本 人・ご家族の方	
あいちこころ のサポート相 談(SNS)	ポート相 ID 検索:@aichi_soudan ID 検索:@aichi.soudan		○心の問題で悩みをお持ちの方
自死遺族相談	大切な人を自死で亡くされた方の、苦しいの相談スタッフがお聞きします。 〇毎月第3木曜日(予約制)TEL(052)962- <問い合わせ先> 県精神保健福祉センタ	○自死で大切な 人を亡くされた方	
旧優生保護法 一時金受付・ 相談窓口	旧優生保護法に基づき実施された優生手術金の請求方法等についての相談を受け付け○受付時間月~金(土日祝日・年末年始を除く。)9 TEL(052)954-6009 FAX(052)954-7493	ます。:00-17:00(12:00-13:00 を除く。)	○旧優生保護法 に基づき優生手 術等を受けた方
	<問い合わせ先> 旧優生保護法一時金受		